会　　　　議　　　　録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第９条関係)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所管課 | | 子育て未来課 | |
| 会議名  (審議会等名) | 令和６年度第３回嬉野市子ども・子育て会議 | | | | | |
| 開催日時 | 令和７年３月２４日（月）１３：３０～１４：３０ | | | | | |
| 開催場所 | 嬉野市役所　塩田庁舎　３階　３－２会議室 | | | | | |
| 傍聴の可否 | 可　・　不可　・一部不可 | | | 傍聴者数 | | ０人 |
| 傍聴不可・一部不可の場合はその理由 |  | | | | | |
| 出　席　者 | 委　員 | 久野博美委員、宮﨑杏美委員、小佐々太郎委員、秋月久子委員、  兵働朋美委員、熊容子委員、原田勝彦委員、辻田律子委員、  中島恵美子委員、武藤敏委員、榮岩和浩委員、小池和彦委員、  佐熊朋子委員 | | | | |
| 事務局 | 子育て未来課課長、同副課長 | | | | |
| その他 | グローバル・ライフ・サポート（株） | | | | |
| 会議の議題 | １．開会  ２．協議事項  　　（１）嬉野市こども計画について  　　　　　①パブリックコメント結果について  　　　　　②計画最終案について  　　（２）認定こども園移行及び利用定員の変更等について  　　（３）乳児等通園支援事業（だれでも通園制度）について  ３．閉会 | | | | | |
| 配布資料 | ・令和６年度第３回嬉野市子ども・子育て会議　次第  ・資料①こども計画パブリックコメントの結果  ・資料①－２こども計画　パブコメ後修正箇所  ・資料②認定こども園移行及び利用定員の変更等について  ・資料③乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）について  ・嬉野市こども計画案 | | | | | |
| 審議等の内容 | 別紙のとおり | | | | | |

審　議　等　の　内　容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第９条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 所管課 | 子育て未来課 |
| 議　題 | ２．協議事項  （１）嬉野市こども計画について  　①パブリックコメント結果について  　②計画最終案について | | | |
| 内　容 | 嬉野市こども計画について事務局より説明、質疑応答 | | | |
| 審議経過 | 事務局  会長  委員一同  会長  事務局  会長  委員  事務局  委員  委員  会長  委員  会長  委員  事務局  会長  委員  事務局  委員  事務局  委員  事務局  会長 | （パブリックコメント結果について説明）  事務局より説明があったが、質問や意見等はないか。  意見なし。  意見等ないため次に進む。  （計画最終案について説明）  まず、表紙案について、表に第３期嬉野市子ども・子育て支援事業計画等の５項目を記載する方がよい方は挙手をお願いしたい。  ５項目を記載しない方がよい方は挙手をお願いしたい。  賛成多数で記載しないことに決まった。  続いて、計画最終案の内容について、質問等はないか。  支援を必要としている人に支援が届いて欲しいと思う。自分から助けて欲しいと言う人もいるかもしれないが、支援が必要な人の発見はどのように行うのか。どのようにして支援につなげるのか。  現在、家庭相談員の保健師が学校や保育所等に出向き、心配な児童がいないか聞き取りを毎月行っている。健診の訪問時の情報や、こどもセンターや子育て支援センターに相談があったときに家庭相談員につなげ、支援につなげている。また、福祉関係からの相談で気になるこどもがいる場合に情報をもらったり、放課後児童クラブからも情報をもらっている。  国の方では、これまで支援の内容により内閣府や厚生労働省などと担当が分かれており支障がでていたが、こども家庭庁が創設されたことで、良くなっていくような気がする。その人にとって様々な支援が必要となる場合に、嬉野市では担当課など横のつながりが強化されることはあるのか。  支援が必要な人の発見について、健康づくり課では母子手帳交付時がスタートであり、一人ひとりに生活の状況やこれまでの精神的なトラブルや経済的なこと等について１時間近くじっくり話をきいている。２か月児相談という赤ちゃん訪問を全ての人に実施し、その時にも話をきいたり、赤ちゃんへの態度、様子等をじっくりみており、状況を把握している。その後は、健診や保育所からの情報等、子育て世代包括支援センターや子ども未来課の地域子育て支援拠点事業と連携をとりあい、訪問や支援を行っている。  母子手帳交付に来ない人、例えば、病院受診せずに妊娠している人の発見について、何らかのきっかけがあるのか。  第一子の場合で病院に駆け込んですぐ出産した事例もあり、病院からの連絡でその後フォローしている。貧困家庭等で妊娠していても届出をしない事例もある。何らかの関わりをもっている場合は、母子手帳の交付を受け健診を受けるよう話をしている。  他に質問等ないか。  パブリックコメントが実施される時に他の母親と話をしたが、今回の計画案に里親についての内容が入っていないようだとの意見があった。また、令和７年度に設置される「こども家庭センター」について教えてほしい。  こども家庭センターは、子育て世代包括支援センターと子ども未来課の子育て支援拠点支援事業（児童虐待等の児童福祉部門）がそれぞれ別の課で行っていたが、業務を維持したまま一体化し「こども家庭センター」として包括的に支援をしていく。これまで子育て未来課と健康づくり課では、情報を共有し、連携して支援を行ってきたが、より連携を強化し支援に取り組んでいくことになる。こども家庭センターという施設が新たにできるのではなく、これまでの母子保健事業と児童福祉事業が一体化して「こども家庭センター」という名称になり、相談の受付や訪問支援を行っていくイメージである。  里親に関しては、貧困や望まない妊娠の場合には出産の意思があるかどうか確認し、出産しても育てられない場合は里親等、児童相談所で手続きすることになる。市の計画として里親制度を推進するものではないが、58頁の「２）社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援」において、児童養護施設や里親等の経験のある人の支援を行う県の事業との連携や周知を行ったり、里親や施設、児童相談所との連携をとりながら、こども達の支援を行っていく。  里親制度については、県が「社会的養護推進計画」（令和２年度～令和11年度）を策定しており、令和６年度が見直しの時期となっている。令和７年４月から里親支援センターが設置され、県全体で里親の啓発や支援を行うことになっている。また、児童養護施設にも里親支援の専門の相談員がおり、各地区の里親を訪問する等の支援が行われている。  パブリックコメントの意見は、計画案に対してよりも取組の実施にあたっての意見が多いように感じた。市の回答の内容について、実施する担当課にフィードバックする等、今後はどのように対応していくのか。  市の回答は、子育て未来課だけではなく各担当課が回答しているため、それぞれの担当課の意見を踏まえた上での回答となっている。  パブリックコメントの実施にあたって、多くの子育て世代の人の手に届くように、計画案の冊子を子育て支援センター等に設置されていたが、手にとって読んで意見を出すことは敷居が高かったように感じる。ホームページ上でもパブリックコメントに行くまで時間がかかった。この会議に限らず、パブリックコメントの意見が出しやすくなるような工夫や周知が図られるとよいのではないかと思う。  意見の集約方法について、ホームページの見やすさや回答のしやすさ、回答フォームをつくる等、検討していくべきだと考えている。  57頁と65頁の内容の中で「子ども」表記になっている箇所がある。  修正する。  他に意見等ないか。  それでは、事務局より提出された計画案を嬉野市こども計画として承認して良い方は挙手をお願いしたい。  賛成多数で承認する。 | | |
| その他 |  | | | |

審　議　等　の　内　容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第９条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 所管課 | 子育て未来課 |
| 議　題 | ２．協議事項  （２）認定こども園移行及び利用定員の変更等について  （３）乳児等通園支援事業（だれでも通園制度）について | | | |
| 内　容 | 認定こども園移行及び利用定員の変更等について及び乳児等通園支援事業（だれでも通園制度）について事務局より説明、質疑応答 | | | |
| 審議経過 | 事務局  会長  委員一同  会長  事務局  会長  委員  事務局  委員  事務局  委員  事務局  委員  事務局  会長  事務局  委員一同 | （認定こども園移行及び利用定員の変更等について事務局より説明）  事務局より説明があったが、質問等ないか。  質問なし。  次に進む。  （乳児等通園支援事業（だれでも通園制度）について説明）  事務局より説明があったが、質問等ないか。  実施を希望している園はあるのか。  実施を希望している園はあるが、実施する園は市が認可する形になる。  実施にあたっては市民にお知らせするのか。  園と調整し、実施することになれば広報でお知らせする予定である。  利用にあたってのイメージとしては、一時預かりのように申請書の提出、利用決定、利用という形になる。  ３歳以上のこどもで園に通っていないこどもはいるのか。  全くいない訳ではない。  令和８年度からは３歳以上も対象となるのか。３歳以上は一時預かりを利用することになるのか。  乳児等通園支援事業の対象は満３歳未満としているが、一時預かりに比べて利用時間も短く、国の会議においても意見が出ているため、新制度に向けて変更は出てくると思われる。  他に質問等はないか。  協議事項は以上となる。  軽微な修正等については、事務局一任でよろしいか。  よい。 | | |
| その他 |  | | | |